

「(仮称)久慈山形ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する岩手県知事意見

令和8年4月17日
久慈山形風力発電合同会社宛て

本事業は、久慈山形風力発電合同会社が岩手県久慈市において、単機出力が4,200～6,100kWの風力発電機を最大16基設置するものである。

本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、「森林法」に基づき指定された水源かん養保安林や岩手県環境保全指針で定める保全区分A又はBの地域など重要な自然環境のまとまりの場が存在している。さらに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少種に指定されているイヌワシの生息が確認されるなど、環境保全上重要な地域である。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、検討の経緯及び内容について、方法書に詳細に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定するとともに、現地確認を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行うこと。

その上で、環境影響の重大性の程度を整理し、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電機及び附帯設備（以下「風力発電機等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「位置等」という。）を適切に決定すること。

- (2) 風力発電機等の位置等の決定に当たっては、事業性を優先することなく、環境影響の回避・低減を前提に検討すること。

- (3) 事業実施想定区域には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分Aの重要な自然環境のまとまりの場が存在しているため、当該地域において、植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避けるようにすること。

また、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全

を期するようにすること。

- (4) 事業実施想定区域には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。

保安林は、その指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電機等の位置等の検討に当たっては、保安林を除外すること。

- (5) 事業実施想定区域周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が複数存在しており、将来的に累積的な環境影響が懸念される。

このため、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は、自ら調査を行い、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。

また、他事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体における環境影響の低減を図ること。

- (6) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、各種ガイドラインのほか、専門家等からの助言その他の最新の知見に基づき、可能な限り定量的な手法を用いること。

- (7) 事業実施想定区域及びその周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

- (8) 上記のほか、2により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低減できないことが明らかとなった場合には、事業実施区域の見直し、基数の削減又は単機出力の縮小を含む風力発電機等の位置等の再検討など、事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び低周波音

風力発電機の騒音及び低周波音による生活環境及び健康影響については、科学的知見が十分に確立されていないことを踏まえ、計画段階においても予防原則に基づく慎重な配慮が求められる。

方法書においては、住居等との十分な離隔の確保を基本としつつ、影響の不確実性を前提に、環境省の指針のみならず専門家等の助言を踏まえた安全側に立った調査、予測及び評価が可能となる具体的な手法を検討すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺における河川、沢及び湧水等の位置を把握するとともに、工事に伴う土砂及び濁水の流出が水環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、河川等との距離を十分に確保するなど、必要な措置を検討すること。

(3) 地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺には砂防指定地等の各種防災上の指定区域並びに、砂岩、泥岩及び花崗岩類の貫入部等の脆弱とされる地質が存在していることから、事業の実施が土地の安定性や土砂災害発生リスクに与える影響について、専門家等からの助言を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 動物・植物・生態系

ア 風力発電機等の設置予定範囲は、岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシが継続的に確認されている地域であり、また、事業実施想定区域には、イヌワシの重要な生息地が含まれていることから、風力発電機への衝突事故や行動圏の分断等の重大な影響が懸念される。

このため、工事の実施及び施設の稼働がイヌワシに与える影響について、専門家等の助言を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、重要な生息、繁殖又は採餌活動への影響を回避するよう、事業実施区域及び風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

イ 環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な野生動植物について、生息・生育環境の変化による影響を回避又は可

能な限り低減するため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が野生動植物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺におけるレクリエーション利用や自然観察活動の利用実態について、関係団体及び地域住民等からの情報把握に努めるとともに、特定の利用が確認された場合には、当該利用特性を踏まえ、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。

3 関係地方公共団体からの意見

事業実施想定区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

「(仮称)久慈山形ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する
久慈市長意見

1 総括的事項

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適切に対応すること。

2 個別事項

(1) 防災

当市の土砂災害(特別)警戒区域及び土砂災害警戒区域等のハザードを確認の上、事業を進めること。

また、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等も改めて確認の上、必要に応じ手続き等に遺漏のないように留意すること。

(2) 土地利用

ア 当該土地は都市計画区域外であるものの一定規模以上の開発の場合で、且つ、建築物の建築を目的とする開発を当該事業と合わせて実施する場合、都市計画法に基づく開発許可手続きが必要となる場合があることから、該当となる場合は事前に許可権者へ確認を行うこと。

また、一定以上の切土または盛土を行う場合、盛土規制法に基づく許可手続き等が必要となるため、事前に許可権者に確認を行うこと。

イ 農用地区域を確認の上、農用地区域に該当する場合は必要な変更手続きを行うこと。

また、本周辺農地(牧草地等を含む)の環境に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、近隣の農業者から意見・要望が寄せられた場合は適切に対応すること。

なお、事業対象地及び事業対象隣地に農地が含まれる場合は、農地法の他、関係法令に基づき必要な手続きを行うこと。

ウ 事業実施想定区域に設定されている道路は、林道であるため、事業活動で通行する場合は、「林道使用協定」について協議を行うこと。

また、改変が必要な場合は、現況を十分に調査した上で、事前に協議を行うこと。

エ 事業実施にあたっては、法定外公共物の位置を確認の上、該当のある場合は必要に応じて手続き等に遺漏のないよう留意すること。

(3) 道路・交通

意見なし

(4) 自然公園

事業実施想定区域は、国道 281 号線沿いの自然公園区域にかかることから、自然公園区域での作業が発生する場合には、その作業の概要など事前に協議すること。

(5) 産業

事業実施想定区域に採草地が含まれている場合など、土地利用状況には特に配慮願いたい。

(6) 水質

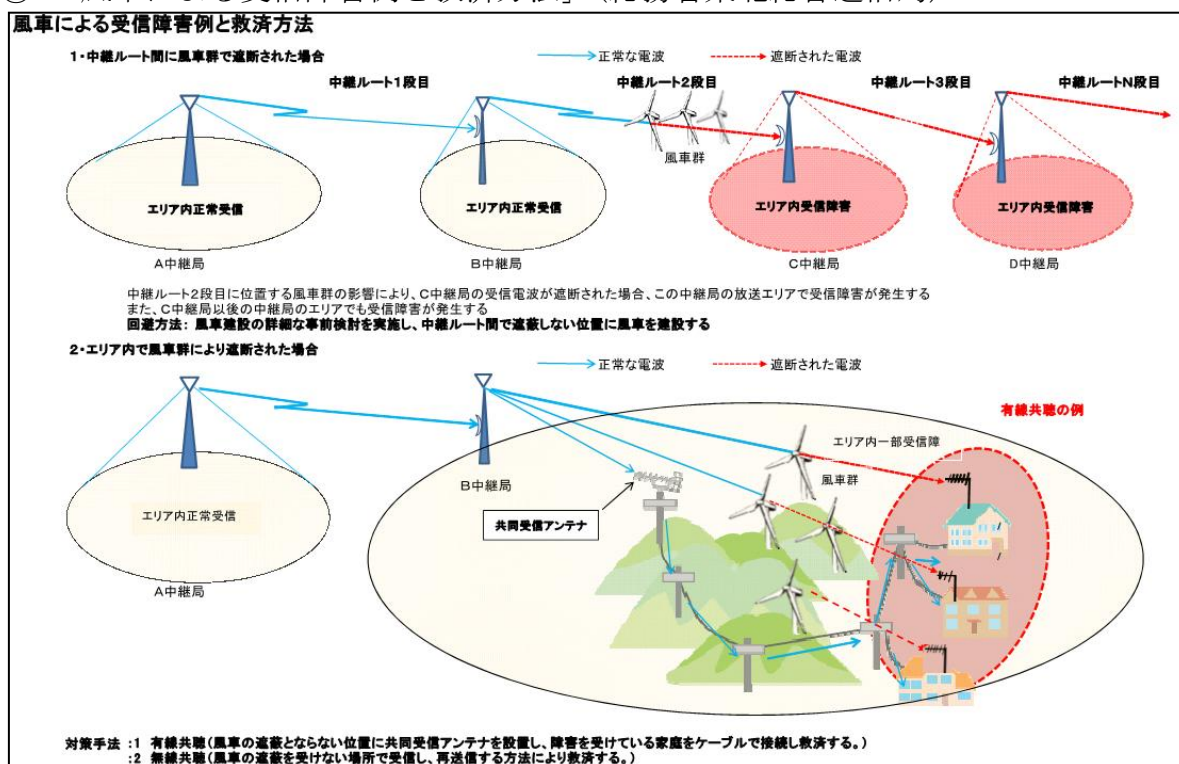
事業実施想定区域内は、「川井・霜畑・関地区の給水区域内」であり、一部水道施設(浄水場及び管路)が含まれていることから、施工の際及び施設完成後において水道施設及び水質に影響が出ないよう十分に留意すること。

(7) 電波障害

風力発電施設の建設に伴い、テレビ及びラジオの放送受信環境に影響が発生する恐れが懸念されるため、建設場所の近隣にあるテレビ共聴組合が建設した受信施設への影響の有無やラジオの受信環境について留意すること。

<参考資料>

① 「風車による受信障害例と救済方法」(総務省東北総合通信局)



② 「風力発電による放送受信への影響防止についてのご協力のお願い」

(総務省東北総合通信局ホームページ)

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/bc-huryoku.html>)

(8) 自然環境

主要な眺望景観への影響について配慮願いたい。

また、事業実施想定区域内には、鳥獣保護区や保安林、県が公表する「イヌワシの重要な生息地」が含まれているほか、県の指定文化財(天然記念物)である霜畑のケヤキ群が植生されており、区域内には埋蔵文化財包蔵地や特定植物群落及び生物多様性の保全の鍵になる重要地域も含まれていることから、工事等を行う

際には周辺環境に十分に配慮すること。

(9) 騒音・振動

事業実施想定区域は、当市における騒音及び振動の規制地域に含まれていないが、事業実施(建設工事や部品等の運搬などを含む)に伴う騒音及び振動について、極力低減するよう配慮すること。

また、「調査、予測及び評価の手法」については、測定数値のみならず、近隣の生活環境及び家畜や生態系への影響を極めて考慮するなど、多角的なものとなるよう、特にも配慮すること。